

第 2 回モニター会議の総括案について

- 1 開催日程 令和 5 年 11 月 29 日（水）18 時 30 分～20 時
- 2 開催手法 参集／オンライン
- 3 参加者数 モニター 14 名（うち役場での参加 12 名）
町議会議員 13 名

4 議論テーマ 「新たな新嵐山スカイパークについて」

第 1 回モニター会議（8 月 2 日開催）では、「モニターの皆さんが日々暮らしで気になること」を議論テーマにグループワークを行い、その中でも多くの意見が出され、さらに、現在の町全体の動きとして関心の高い「新嵐山スカイパーク」をテーマに設定し、議論したもの。

議論の展開は、「総論」から「各論」へとし、例えば「新たな新嵐山スカイパーク」の存在目的という総論では、「町民の憩いの場」と「観光の振興」について、それぞれの理想や展望を議論し、その後の各論として、そのために必要となる「人・もの・金」について議論するイメージとした。

5 議論を踏まえた共通認識

- (1) 総論として、「新嵐山スカイパーク」は、町の財産として残すことが望ましい。
- (2) 設置目的に規定されている「観光の振興」と「町民の憩いの場」については、どちらかを選択するのではなく、両方の目的達成に向けて取り組む。

6 議論のまとめ（※詳細は下記特別委員会の会議録にそれぞれ記載）

- (1) 第 8 回新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会（12 月 1 日開催）
議会モニター会議（グループ討議）の結果を踏まえて、議員間討議（グループ）で振り返り、総論、令和 5 年度の運営及び令和 6 年度以降の運営に区分して整理し、共有した。
- (2) 第 9 回新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会（12 月 7 日開催）
それぞれの議員が、議会モニター会議の結果を念頭に置いて質疑した。今後の特別委員会における調査の参考（情報）とすることで共通認識を図った。

7 総括（※モニター会議の結果を議会としてどのように活用・反映したか）

新嵐山スカイパークの令和5年度の運営について、議会では「新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」において、モニター会議の結果を踏まえて、可能な範囲での最大限の活用を求めて町に意見・質疑した。

その結果、町の見解は、議会の意思は尊重するものの、下記の理由を主として令和5年度中の運営は困難であるとしたことから、議会もこの見解を一定理解し、町に対して令和5年度中の活用を要請する「提言書」にまとめることはせずに、継続調査することとした。

<町の見解>

- ① 新嵐山スカイパークの大部分は、令和6年1月末まで破産管財人による管理下であり一般の立ち入りは不可能であること。
- ② スキー場運営には、人員確保・設備整備・関連施設整備等、一定の時間と多額の経費を要するため、費用対効果の面でも課題が大きいこと。
- ③ ただし、町民等から個別に行事・イベント等の利用提案があった際は、随時検討し可能性を探ること。

なお、令和6年度以降の運営についても、モニター会議の結果を尊重し、今後の特別委員会等の調査において意見・質疑し、反映に努めていく。